

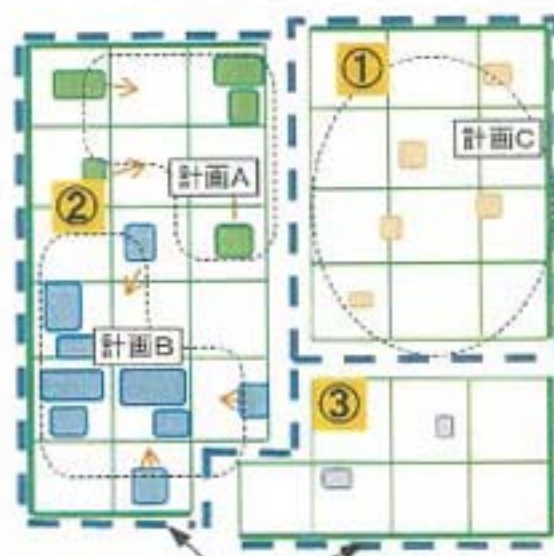
森林経営計画の見直し(イメージ)

(現行)



見直し後

地域の実態に即した一定の区域内で30ha以上とする
新たな面積要件を追加



大字(集落)、大尾根、河川などを踏まえた一定の区域

- ① 林班を越え、区域内で30ha以上を確保することにより、計画作成が可能
- ② 既存の計画も、30ha型要件により、近辺の林地を加え一体的に計画可能
- ③ さらに条件の悪い地域では、30haなくても、間伐等特措法の計画による施業に補助(将来、森林経営計画を目指す)

区域内の計画の増加・連携や共同計画化の促進により、将来的な面的まとまりの充実を図る

現場の実態に即して、30ha型要件や間伐等特措法の計画を活用することにより、必要な施業が全て実施可能

地域の実態に即した区域単位で面的まとまりを確保していくことにより、効率的な森林経営を実現

集約化、規模拡大に特化した施策から、森林組合、事業者、自伐林家など、意欲ある者が誰でも取り組める施策に転換